

# 社会福祉法人祥風会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祥風会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員並びに入所判定委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等（この法人を主たる勤務場所とし、週30時間以上勤務する者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には業務に応じた費用を弁償する。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

## (当法人職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

## (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、次のとおりとする。

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000 円

(2) 賞与については、職員給与規程を準用する。

(3) 退職手当については、退職前6ヶ月の通勤手当を除く平均報酬額により、福祉医療機構の支給乗率及び退職手当計算方法に準じて支給する。

(4) 通勤手当については、職員給与規定を準用する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等が次の法人業務に携わった場合、次のとおり費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会への出席及び監事が監査を実施した場合の費用弁償

日当	7,000円(税引き後)
交通費	2,000円

(2) 入所判定委員会への出席

日当	7,000円(税引き後)
----	--------------

(3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月10日(当日が土・日曜日又は祝日の場合は前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 賞与については、毎年7月、12月及び3月とする。

(3) 退職手当については、任期満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1, この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2, この規定は、令和4年4月1日から施行する。